



第3章 計画の内容



基本目標1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり

重点目標1

男女共同参画への意識づくり

「男は仕事、女は家庭」というような、男性と女性の役割を分ける考え方は「性別役割分担意識」といわれます。このような性別役割分担意識に基づく慣習や行動が、男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げています。また、それは同時に、男性にとっても多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。このような意識は、家庭や学校、職場、社会において慣習化され、慣習を体験することによって、意識の中で固定化され、また無意識に受け継がれています。

男女が性別にとらわれずに、自らの選択によって考え、行動することのできる社会の実現を図るには、この固定的な性別役割分担意識を見直すことが必要となってきます。

そのためには、男女共同参画社会の理念や固定的な性別役割分担意識を形作る「社会的性別（ジェンダー）の視点」※について理解を深め、職場、家庭、地域など様々な場において社会制度や慣行の見直しなどに繋がる、わかりやすい情報提供や啓発を図っていく必要があります。

現状と課題

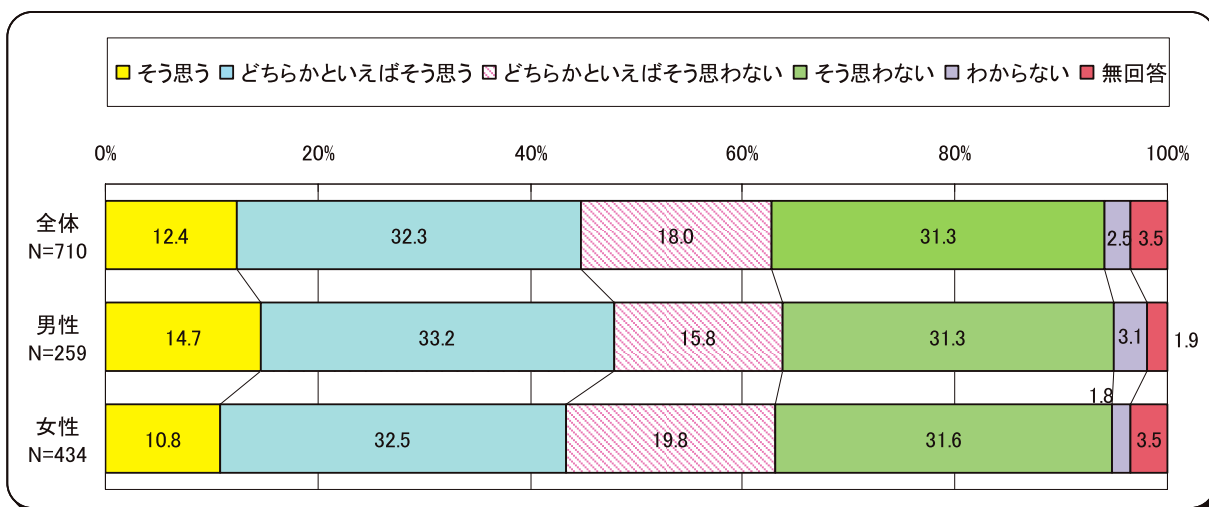
市民意識調査の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が全体の44.7%を占め（図3-1参照）、まだまだ固定的な性別役割分担意識が残っている様子がわかります。

また、「男女共同参画社会」という言葉については、「よく知っている」と回答した人（15.1%）より「知らない」と回答した人（33.4%）の方が多く、「ジェンダー（社会的性別）」に至っては、60.4%の人が「知らない」と回答しており（図3-2参照）、男女共同参画に関する市民の認識があまり進んでいない状況がうかがえます。

今後、関係団体などとの連携、協力体制を維持しながら、各種啓発事業の充実を図るとともに、より効果的な啓発方法を検討、実施していく必要があります。

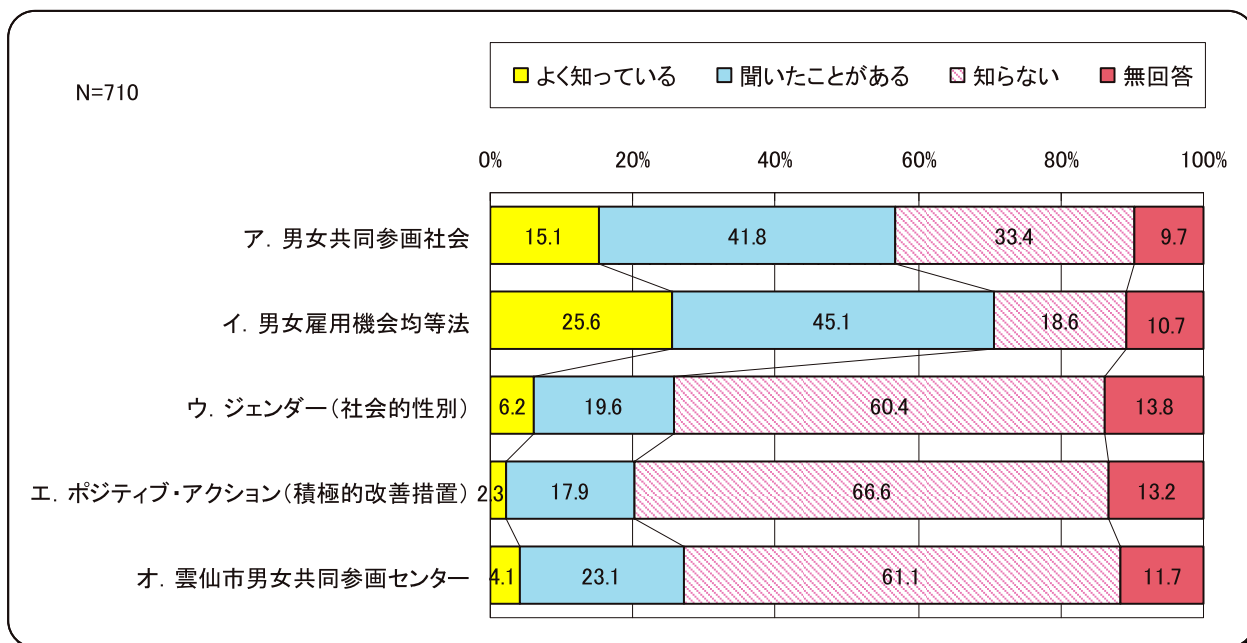
また、広い視点に立って男女共同参画社会の推進を図るため、先進市町村や県、国、世界の男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めるとともに、男女共同参画に関する市民意識の定期的な把握により啓発成果を検証し、男女共同参画とその啓発のあり方について調査・研究を進めることも重要です。

◆ 図 3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：市民意識調査

◆ 図 3-2 男女共同参画に関する言葉の認知度



資料：市民意識調査

施策の基本的方向

1 意識改革及び社会慣行の見直しの促進

男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
① 広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報うんぜん」や市のホームページなど、あらゆる機会、媒体を活用し、「男女共同参画社会」の理念や内容について、わかりやすい広報、意識啓発に努めます。 	政策企画課 商工労政課 農林水産課 市民課
② ともに社会を担う意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面ごとに見直すべき社会慣行例を提示し、市民の意識啓発を推進します。 ● 固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女がともに社会をつくっていく主体であるという意識を醸成する機会を創設します。 	政策企画課

2 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

市民に対する適正な情報提供と啓発を推進するためにも、男女共同参画に関する現状把握のための調査研究や、国、県及び他市町村などの情報収集・提供を行います。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
① 男女共同参画に関する市民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の改定時など、定期的に市民に対する意識調査を実施し、市民意識の実態把握と啓発成果の検証に努めるとともに調査結果の公表を行います。 	政策企画課
② 取り組み情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画を取り巻く状況に対応した国、県、市町村などの統計調査や取り組み状況についての情報収集に努め、あらゆる媒体を通じた情報提供を推進します。 	政策企画課

管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 値	⇒	目 標 値
「男女共同参画社会」という言葉の周知度 (政策企画課)	59.6% (H19年度)	⇒	85.0% (H24年度)
市の広報紙への男女共同参画関係記事の 掲載回数 (政策企画課)	4回/年 (H19年度)	⇒	12回/年 (H20年度～)



重点目標 2**男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進**

人の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成され、一度形作られたものは容易には変えがたいものとなります。特に、乳幼児期における保護者の言動や考え方あるいは地域社会にあるしきたりなどが子どもに与える影響は大きく、親から子どもへ無意識のうちに受け継がれていく場合もあります。そのため、個人の尊重理念や人権意識・平等観などに根ざし、自立した女性と男性がともに協力して活力ある社会を築くためには男女共同参画意識を、幼い頃から育むことが必要です。その意味で、乳幼児期、学童期における家庭や保育所、幼稚園、学校などでの教育の果たす役割は非常に重要で、性別にとらわれるのではなく、一人ひとりの子どもの可能性を最大限に引き出せるよう男女共同参画の視点に立った教育を推進する必要があります。

また、地域社会における生涯学習の取り組みの中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要です。

現状と課題

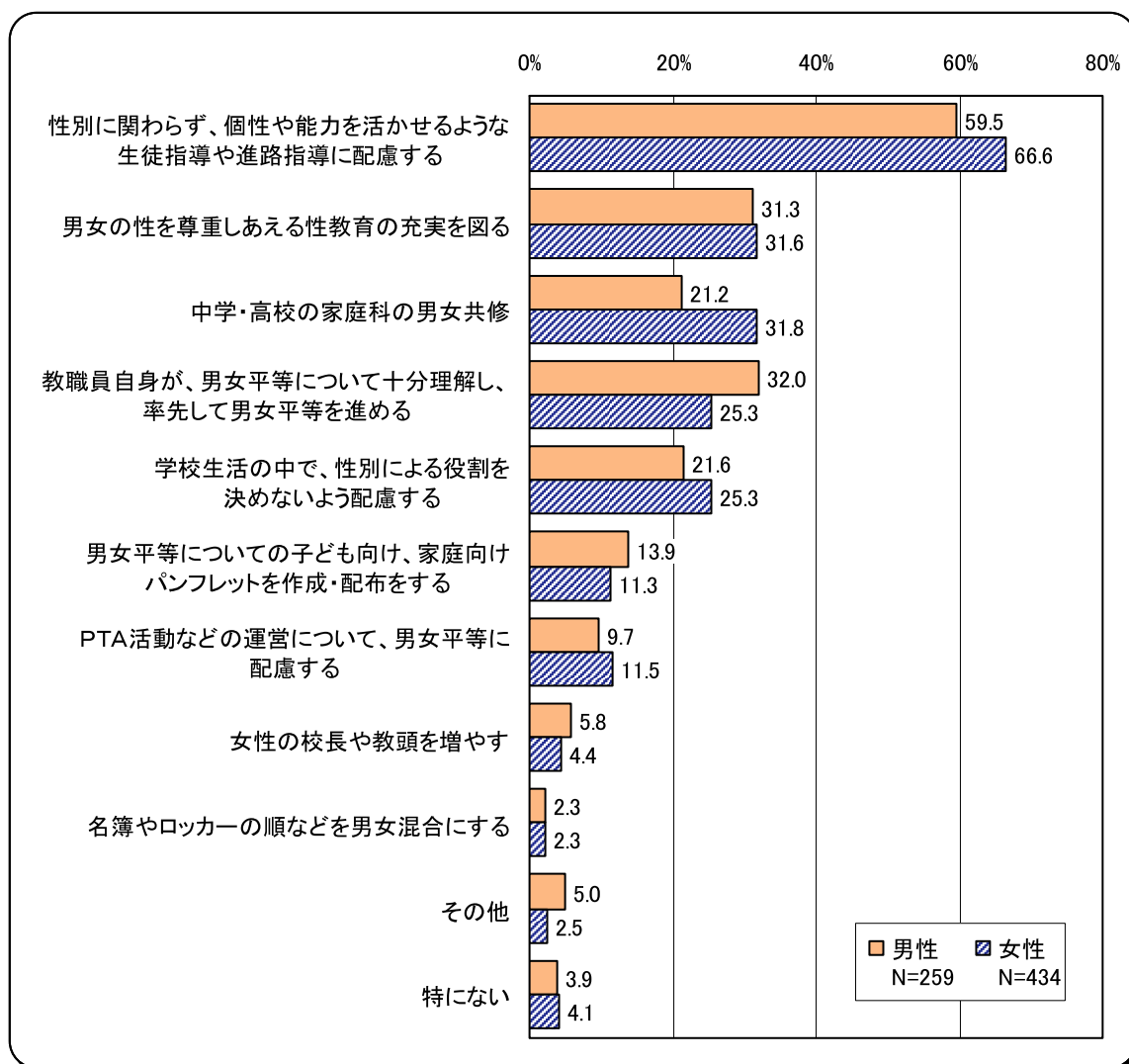
本市では、これまでも乳幼児期からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進してきましたが、今後も引き続きその推進に取り組む必要があります。

市民意識調査結果においても、学校教育で配慮してほしいことや力を入れてほしいこととして、「性別に関わらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」を選択した人の割合が最も高くなっており（図 3-3 参照）、児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身に付け、幅広い分野に進むことができるような指導のあり方が求められています。それ故、男女共同参画の視点に立った教育を進めていくためには、教え、指導する側の教職員自身が男女共同参画についての認識を高めることが重要です。

さらに、乳幼児期や学童期に限らず、生涯にわたって多様な学習機会が確保されることも必要であり、定期的な学習会の開催や地域での学習機会の提供、男女の自立した多様な生き方を可能にする生涯学習の充実を図り、地域社会における生涯学習の取り組みの中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要です。

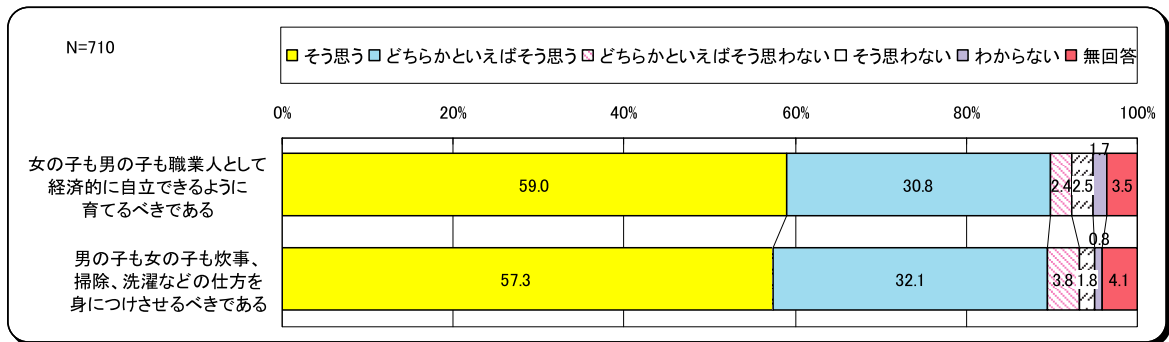
また、子育てに関する市民意識調査の結果を見ると、「女の子も男の子も職業人として経済的に自立できるようにするべきである」、「男の子も炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせるべきである」という考え方については、大半の人が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており、男女の区別なく、経済的自立や生活自立を目指す考え方が主流となっています（図 3-4 参照）。性別にとらわれるのではなく、一人ひとりの子どもの可能性を最大限に引き出せるよう努めることが重要です。

◆図 3-3 学校教育で配慮してほしいことや力を入れてほしいこと



資料：市民意識調査

◆図 3-4 子育てに関する考え方について



資料: 市民意識調査

施策の基本的方向

1 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実

乳幼児期からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進するとともに、社会的性別（ジェンダー）に基づいた固定的な役割感を植えつけないよう、不必要な性による区別など、日常の教育活動の点検・見直しを進め、学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実を図ります。

施策項目	取り組み内容	担当課
①男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	●乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いに互いの人権を尊重する教育をさまざまな学習機会を通じ推進します。	福祉課 学校教育課
②教育・保育関係者に対する啓発	●学校・保育所等における男女共同参画の推進を図るため教職員をはじめとする教育・保育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう、研修会等を開催し啓発に努めます。	福祉課 学校教育課
③多様な進路選択を可能にする指導の充実	●児童・生徒が将来の進学や就職等について多様な選択ができるよう、個性や能力を活かせるような指導の充実を図ります。 ●福祉教育や職場体験学習などの実施により、主体的な選択能力の育成を図ります。	学校教育課

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
④教育内容の見直し	●男女共同参画の基本的な考え方に即した教育内容の点検・見直しを図ります。	学校教育課
⑤男女共同参画の視点に立った学校運営	●適材適所による校内人事を実施し、各学校において、セクシュアル・ハラスメント委員会を設け、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めます。	学校教育課

2 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	●公民館の生涯学習講座、各種子育て講座など、男女共同参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに対する正しい理解を深める学習機会の提供を図ります。	政策企画課 健康づくり課 福祉課 生涯学習課
②生涯学習に対する情報の収集・提供	●市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報の収集に努め、「広報うんぜん」や各種情報誌、市のホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を推進します。	政策企画課 生涯学習課
③生涯学習活動への参加促進	●魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮を行うなど、参加しやすい環境づくりに努めます。	関係各課

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
④教育内容の見直し	●男女共同参画の基本的な考え方に即した教育内容の点検・見直しを図ります。	学校教育課
⑤男女共同参画の視点に立った学校運営	●適材適所による校内人事を実施し、各学校において、セクシュアル・ハラスメント委員会を設け、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めます。	学校教育課

2 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	●公民館の生涯学習講座、各種子育て講座など、男女共同参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに対する正しい理解を深める学習機会の提供を図ります。	政策企画課 健康づくり課 福祉課 生涯学習課
②生涯学習に対する情報の収集・提供	●市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報の収集に努め、「広報うんぜん」や各種情報誌、市のホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を推進します。	政策企画課 生涯学習課
③生涯学習活動への参加促進	●魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮を行うなど、参加しやすい環境づくりに努めます。	関係各課

管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 値	⇒	目 標 値
セクシャル・ハラスメント委員会の設置小中学校数 (学校教育課)	17校 (H19年度)	⇒	全校 (H24年度)
人権教育講演会への参加者数 (生涯学習課)	300人/年 (H19年度)	⇒	600人/年 (H21年度～)
保育士対象の研修会への参加者数 (福祉課)	新規	⇒	58人/年 (H24年度)
パパ・ママ教室への参加者のうち父親の割合 (健康づくり課)	22.2% (H19年度)	⇒	44.4% (H24年度)
公民館だよりへの啓発記事の掲載回数 (生涯学習課)	新規	⇒	1回/年 (H20年度～)



重点目標 3

性の尊重と暴力の根絶

男女がお互いに認め合い尊重するためには、男女それぞれの性の特性についても正しく理解し、尊重し合うことが大切です。特に、女性には、妊娠や出産のための身体機能が備わっており、更年期障害、乳がん、子宮がんなど女性特有の病気に直面する可能性があります。そのため、女性特有の健康問題や身体的な機能について、男性の理解を促すとともに、男女ともにそれぞれの健康問題について正しく理解し、自らの心と身体の健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

一方、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*} やセクシュアル・ハラスメント^{*} など、女性に対する暴力の背景には、暴力性を男らしさとして容認し、そうした男女関係を是認するような文化があると同時に、男女の経済力の格差、上下関係など構造的な問題があります。

セクシュアル・ハラスメント防止や、ストーカー行為^{*} など女性への暴力については、法律が順次施行され、その根絶に向けた取り組みが進められています。しかし、女性に対する暴力とその背景にある社会・文化的な構造の問題は、男女共同参画社会の実現を図る上で、なお克服すべき重要な課題となっています。その構造的な問題について、広く理解を得るため啓発に努めるとともに、暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないということが理解される社会の構築が重要です。

現状と課題

男女それぞれの性の理解と尊重に関しては、現在学校教育の中で、生命を大切にす教育や子どもの発達段階に応じた性教育などが行われていますが、子どもたちが健やかに思春期をおくり、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して、性教育や思春期健康教育をさらに充実させる必要があります。

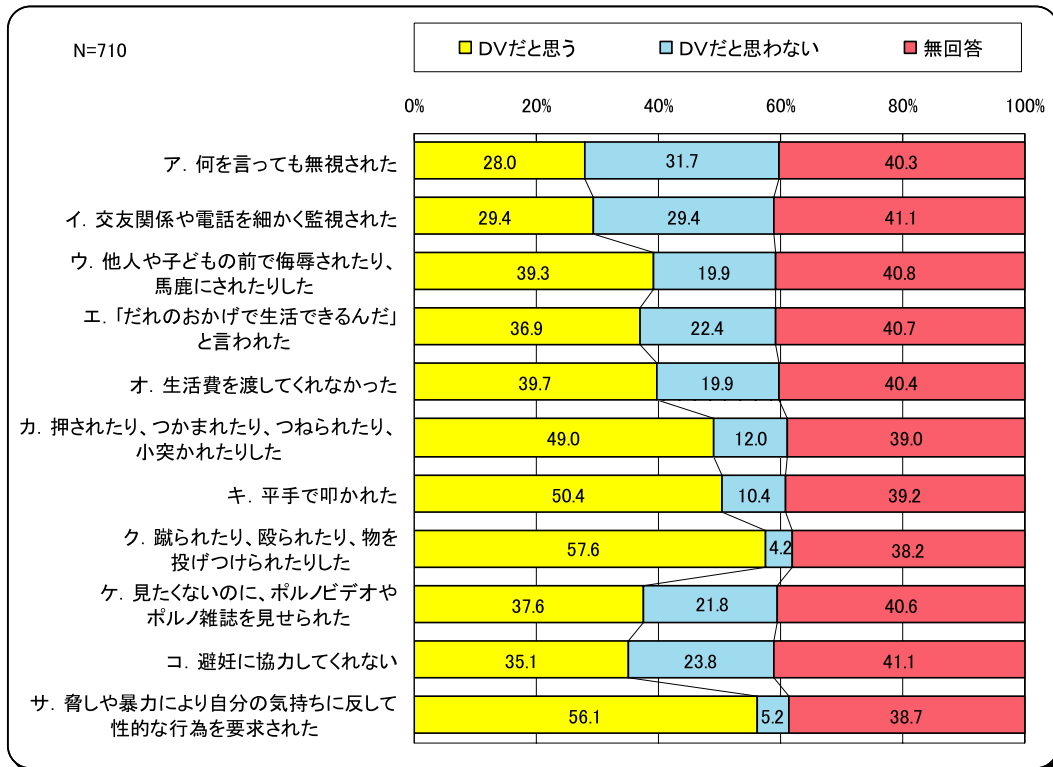
また、市民が主役の健康づくりを推進するため、市民とともに策定した「健康づくり計画」に基づき、生活習慣の改善や、市民の健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安全・安心に出産できる環境整備や、女性特有のこころやからだの悩み、更年期・不妊の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

一方、女性に対する暴力について市民意識調査の結果を見ると、ドメスティック・バイオレンスについては、身体的暴力（図 3-5 のカ～ク及びサ）がそれに該当するという認識はかなり広がっていますが、精神的な暴力（同ア～エ）や性的な暴力（同ケ及びコ）、経済的な暴力（同オ）については、まだ十分な理解が進んでいるとは言えない状況がうかがえます（図 3-5 参照）。また、実際にドメスティック・バイオレンスを受けたことがある女性も多く（図 3-6 参照）、少なくとも女性回答者の 4 人に 1 人は何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があることがわかります（図 3-7 参照）。さらに最近では、夫婦間のドメスティック・バイオレンスに比べまだ問題視される機会が少ない「デートDV」*と呼ばれる恋人間の暴力が広がっており、NPO 法人「DV防止ながさき」が 2004 年に県内の高校生や大学生に実施した調査では、「デートDV防止出前授業」を受講した女子高校生の 10.4%、女子大生の 13.7%が何らかの被害経験をもっているという結果が出ています（図 3-8 参照）。

今後、このような女性に対する暴力をなくすためにも、生命の大切さや他者の人格を尊重することの大切さについて教育・啓発を進めるとともに、関連法令の周知徹底に努め、あらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けた取り組みが必要です。

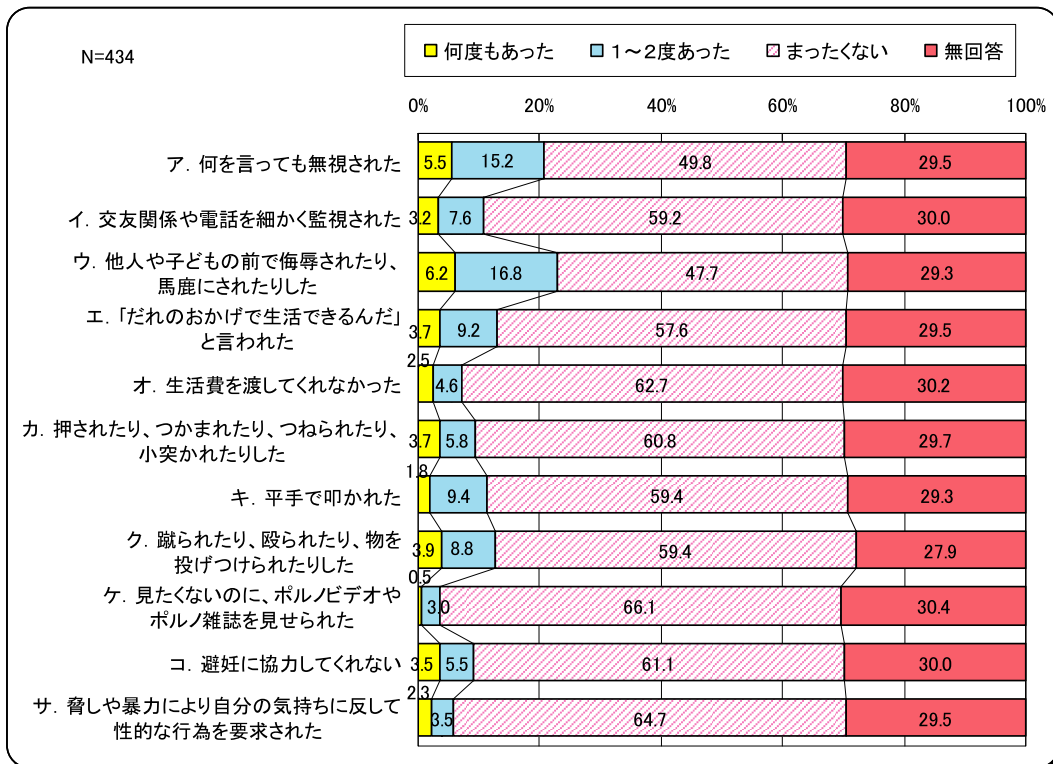
また、相談窓口の連携や充実など支援体制の整備が必要で、とりわけ暴力被害にあった女性の心のケアを十分行うことが重要です。市民意識調査の結果を見ると、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの被害にあった女性の相談先としては、「友人、知人」や「家族、親族」が多く、「相談したかったが、相談しなかった」人や「相談しようとは思わなかった」人も少なくありません（図 3-9 参照）。これらの中には、相談窓口を知らなかったり、相談しても無駄と考えたりする人がいることも考えられ、今後そのような状況が解消されるよう、相談窓口の周知徹底に努める必要があります。

◆ 図 3-5 ドメスティック・バイオレンス（DV）の認識度



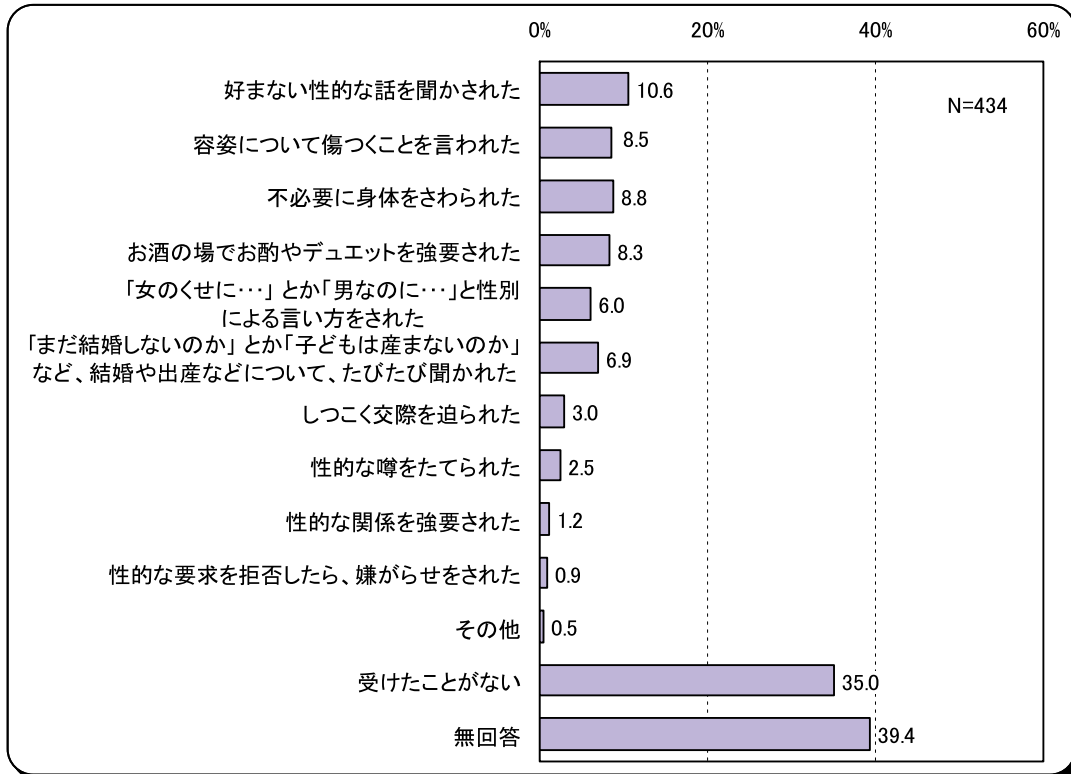
資料: 市民意識調査

◆ 図 3-6 ドメスティック・バイオレンスを受けた経験（女性のみ）



資料: 市民意識調査

◆ 図 3-7 職場でセクシュアル・ハラスメントを受けた経験（女性のみ）



資料：市民意識調査

◆ 図 3-8 デート・ドメスティック・バイオレンスの実態調査

○実施者 NPO法人「DV防止ながさき」

○実施年度 平成16年度

○対象者 2004年に長崎県の補助事業である「デートDV防止出前授業」を受講した長崎県内の高校生と大学生・・・約3200人

○回答者数 女子高校生 1332人 男子高校生 1156人
女子大学生 375人 男子大学生 234人

○結果

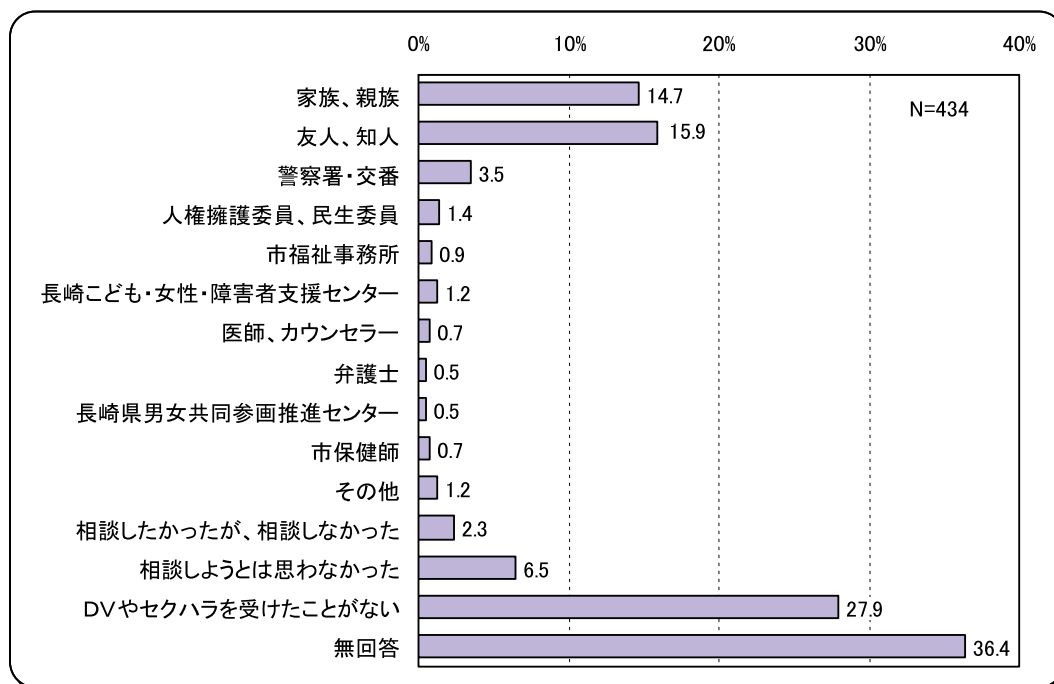
- 被害を受けた者

高校女子	10.4%	高校男子	3.1%
大学女子	13.8%	大学男子	3.4%

 と明らかに男子から女子へのデートDVが多いのがわかります。
- 被害の内容

(高校女子)		(大学女子)	
性的強制	3.4%	性的強制	4.2%
身体暴力	3.4%	身体暴力	4.0%
暴言・無視	7.4%	暴言・無視	5.1%
干渉・束縛	7.4%	干渉・束縛	8.8%
その他	0.9%	その他	2.1%

◆ 図 3-9 DVやセクハラ被害にあったときの相談先（女性のみ）



資料：市民意識調査

施策の基本的方向

1 性の尊重と生涯を通じた女性の健康支援

男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、お互いの性を尊重する意識の醸成と、性差医療^{*}についての知識の普及とともに、生涯を通じた女性の健康支援を図ります。

施策項目	取り組み内容	担当課
①男女の互いを認め合う心を養う学習の推進	●小・中学校において、発達段階に応じた指導計画を立案し、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女の互いを認め合う心を養います。	学校教育課
②性に関する学習と理解の促進	●女性の人権を尊重するという視点で、性について学び、理解を深める場の充実を図ります。 ●性差医療について、知識の普及に努めます。	健康づくり課 市民課

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
③市の刊行物などの表現への留意	<ul style="list-style-type: none"> ●市の刊行物や庁内各課において作成配布される印刷物などに、女性の性差別助長につながるような表現に留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。 	政策企画課 人事課 関係各課
④情報モラル※教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビやラジオ、雑誌、インターネットなどのメディア※上で発信される情報を理解し、読み解く力を身に付ける情報教育を推進するとともに、講座等を開催し、学習機会の拡充を図ります。 	学校教育課 生涯学習課
⑤健康づくり意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が主役の健康づくりを推進するため、市民とともに策定した「健康づくり計画」を策定委員や健康推進員を中心とした市民と共に推進し、健康づくり意識の普及・啓発を図ります。 	健康づくり課
⑥健康教育及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病の予防・改善のため、食事や運動等を中心に適正な生活習慣を身につけることを目的とした各種健康教室や健康相談を実施し、市民の健康づくりを支援します。 ●更年期・妊娠など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。 	健康づくり課
⑦健康診査実施体制の充実と受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病予防のための特定健診や乳がん、子宮がんなど女性特有の各種がん検診、骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し、市民の健康管理の促進に努めます。 	健康づくり課
⑧安心・安全に妊娠・出産できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から夫婦でともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識について、健康教室の実施やパンフレットの配布等により普及・啓発を図ります。 ●広報紙掲載などにより喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙などをパンフレット配布や健康教室の実施により啓発、推進します。 ●体外受精及び顕微授精※の特定不妊治療※にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。 	健康づくり課

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった女性の保護体制の充実を図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
<p>①女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●女性に対する暴力が性差別に基づく女性の人権侵害であることの認識を徹底し、相談時などにおける二次被害をなくすための意識啓発を進めるとともに、「広報うんぜん」や市のホームページ等を活用し、関係法令の周知を図ります。 ●暴力による被害を未然に防止する相談窓口について、「広報うんぜん」や市のホームページ等を活用し、周知徹底を図ります。 ●性の商品化や暴力表現などによる女性に対する暴力を助長する風潮をなくすため、パンフレットなどを作成・配布し、啓発と有害環境の浄化に努めます。 ●女性が相談しやすいように、一定の専門的知識をもった女性相談員の配置に努めます。 	<p>政策企画課 福祉課</p>
<p>②セクシュアルハラスメントの防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民には講座の開催やパンフレットなどの作成配布、事業所には商工会などとの連携による啓発など、あらゆる機会を通じてセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発に努めます。 	<p>政策企画課 商工労政課</p>
<p>③配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護などの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●講座の開催やパンフレットの作成配布など、あらゆる機会を通じて、DV該当行為の周知徹底とDV防止に向けた啓発に努めるとともに、相談体制の充実、問題解決に向けた関係各課や関係機関の連携、協力体制の構築を進めます。 ●DV防止法*においても被害者保護のための関係機関の協力が明記されており（第9条）、県の配偶者暴力相談支援センター*や警察などとの連携を図り、一時保護などの速やかな利用体制を確保します。 	<p>政策企画課 福祉課</p>

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
④ストーカー行為防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙による啓発や、各種講座への盛り込みなどにより、つきまとい、待ち伏せなど、ストーカー行為の態様とそれに対する自己防衛策の周知に努めるとともに、警察署などと連携を図り、相談体制の充実を図ります。 	政策企画課 市民課
⑤その他の暴力防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 性犯罪や売買春などの暴力についても相談体制の充実を図ります。 ● 援助交際*や出会い系サイト*などの危険性について、講座等を開催し、啓発に努めます。 	政策企画課 市民課 生涯学習課

管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 値	⇒	目 標 値
市民総合相談員の配置 (市民課)	新規	⇒	2人 (H24年度)
女性相談員の配置 (政策企画課)	新規	⇒	1人 (H24年度)
情報モラルなどの内容を含めたパソコン教室への参加者数 (生涯学習課)	38人/年 (H19年度)	⇒	76人/年 (H24年度)
市の広報紙及びホームページへのDV関係啓発記事の掲載回数 (福祉課)	延べ2回/年 (H19年度)	⇒	延べ4回/年 (H20年度～)
乳がん検診の受診率 (健康づくり課)	25.2% (H19年度)	⇒	40.0% (H24年度)